

農地の「利用状況調査」が終了しました

耕作されていない農地（遊休農地）や、違反転用された農地等の把握と発生防止のために、農地法の規定に基づいて農業委員会が行っていた今年度の「利用状況調査」は、9月末に終了いたしました。

本調査に対してご理解とご協力をいただき、ありがとうございました。

本年の調査で、新たに遊休農地と思われた土地の所有者の方々に、今後の利用についての意向を確認するため、ご連絡をさせていただく予定となっております。

農地の有効活用に向けて、今後も皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業者のための、安定した積み立て式の公的年金です。

◇加入要件◇

- ・農業に年間60日以上従事
 - ・国民年金第1号被保険者
 - ・20歳以上60歳未満
- ☆農地を持っていない人、配偶者や後継者でも加入できます

◎農業者年金のメリット◎

- ・積み立て式で少子高齢化に強い
- ・年金は一生涯支給、80歳まで保証付き
- ・保険料の額は自由に決められます
- ・支払った保険料は全額社会保険料控除対象
- ・認定農業者などの担い手の方は、国から保険料の補助が受けられます

～詳しくは（独）農業者年金基金ホームページをご覧ください。～

<http://www.nounen.go.jp/>

※受給者の方が引っ越しした時や亡くなった時は、届け出が必要ですので、農業委員会もしくはお近くのJA窓口へご連絡ください。

農地を相続した時は届出を

農地を相続などで取得した場合、農業委員会へ届出が必要です。農業委員会が農地の権利移動を把握して、農地の有効利用を図るためにもので、相続等で権利を取得した場合は、農地のある市町村の農業委員会に届出をお願いします。手続きについては、所定の届出用紙に記入をし、農業委員会に提出してください。届出用紙は農業委員会窓口、JA窓口にあります。また、農業委員会のホームページからもダウンロードができます。

詳しくは農業委員会事務局へお尋ねください。

お問い合わせ先

札幌市農業委員会事務局

Tel.011-211-3636

ホームページアドレス

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/noui/index.html>